

加古川市就学義務の猶予又は免除に関する要綱

平成29年7月28日
教育総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、法令その他別に定めのあるものを除くほか、就学義務の猶予又は免除について、必要な事項を定めるものとする。

(就学義務の猶予又は免除の願い出)

第2条 規則第34条の規定により保護者が就学義務の猶予又は免除を受けようとするときは、就学義務の猶予（免除）願（様式第1号）に医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えて、加古川市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(就学義務の猶予又は免除の決定)

第3条 教育委員会は前条の願い出があつたときは、就学義務を猶予又は免除することの可否を決定し、その結果を就学義務猶予（免除）承認通知書（様式第2号）又は就学義務猶予（免除）不承認通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

2 前項の規定により就学義務の猶予又は免除を承認した場合は、就学猶予（免除）承認通知書（様式第4号）により在籍校又は指定校の学校長に通知するものとする。

(事由の消滅)

第4条 就学義務を猶予又は免除された保護者は、就学義務を猶予又は免除された事由が消滅したときは、速やかにその旨を就学義務の猶予（免除）事由消滅届（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

2 就学義務を猶予された保護者は、就学猶予期間が満了したときは、直ちに就学義務を履行しなければならない。

3 就学猶予期間を満了しても、なお引き続いて、就学義務の猶予を必要とする事由があるときは、第2条の規定により再度、就学義務の猶予又は免除を教育委員会に願い出なければならない。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。